

不正利用顕在化加盟店の考え方と実務



一般社団法人

日本クレジット協会

(本資料で説明させていただく内容の前提)

- クレジット業界では、クレジットカード・セキュリティガイドライン※₁において、不正被害が継続して発生している加盟店を“不正顕在化加盟店”と定義している（当該不正顕在化加盟店に対しては、さらなるセキュリティ対策措置の強化を求めている）。
- また、認定割賦販売協会が定める業界ルール※₂においては、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、“不正顕在化加盟店”への調査・指導を行う旨を定めている。
- 本資料は、上記を踏まえ、不正顕在化加盟店に対する業界の取り組みについて説明するもの。

※₁「クレジットカード・セキュリティガイドライン」とは、安全・安心なクレジットカード利用環境を整備するため、クレジットカード会社、加盟店、PSP等のクレジットカード決済に係る事業者が実施すべきクレジットカード情報の漏えい及び不正利用防止のためのセキュリティ対策の取組を取りまとめたもの。なお、同ガイドラインは、経済産業省が所管する「割賦販売法（後払い分野）に基づく監督の基本指針」において、同法に規定するセキュリティ対策義務の「実務上の指針」として位置づけられている。

※₂ 認定割賦販売協会が、割賦販売法第35条の18第2項第1号に基づき制定した業界内の自主的取り組み

1. 不正顕在化加盟店について

- クレジットカード・セキュリティガイドラインでは、不正利用金額が“一定基準を超えた加盟店”を「不正顕在化加盟店」と位置付けている。
- 「不正顕在化加盟店」に対しては、「不正の手口に応じた適切な不正利用対策の追加導入」等の措置（リスクベース）の実施を求めている。

【「不正顕在化加盟店」設定の背景】

- クレジット取引セキュリティ対策協議会設立後の2017年当時、特定の対策の導入では対応が困難である非対面取引におけるリスクベースによる不正利用対策を検討するため、同協議会において加盟店の不正利用の発生状況の分析を実施。
- 不正利用被害額上位加盟店に関して、不正利用の継続性・被害金額に着目した分析を実施したところ、不正利用被害額上位加盟店の約9割が一定基準を超える被害が発生していることを把握。
- この分析結果を踏まえ、一定基準を超える加盟店を“不正顕在化加盟店”と定義し、多面的・重層的な対策が必要な先として位置付けた。

2. 不正顕在化加盟店における“措置”の考え方

□ 全てのEC加盟店は、適切な不正ログイン対策の実施とEMV3DSの導入

□ 加えて、不正顕在化加盟店は、類似の不正利用の発生防止のために「不正利用の発生状況に応じた適切な不正利用対策の追加導入」等を実施

決済の流れ

カード決済前

カード決済時

カード決済後

会員登録

会員ログイン

属性情報変更

注文商品選択

カード情報入力・決済

決済終了後
顧客情報等の確認

通常

適切な不正ログイン対策の実施

EMV 3-Dセキュアの導入



加えて一定基準を超えた場合は

不正顕在化

不正利用の発生状況に応じた適切な不正利用対策の追加導入等の実施

不正利用の発生状況に応じたリスクベースの措置が必要

【参考】クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による不正顕在化加盟店への調査・指導

□ 認定割賦販売協会が定める業界ルール（自主ルール）※では、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（以下「締結事業者」という。）は、不正顕在化加盟店に対して“不正利用の状況や実施している措置に関する調査”を行い“類似の不正利用を防止するための適切な指導・契約解除等の措置”を実施しなければならない。

※認定割賦販売協会（JCA）が、割賦販売法第35条の18第2項第1号に基づき制定した業界内の自主的取り組み

（締結事業者による不正顕在化加盟店に対する調査・指導等の流れ）

